

拡大型指名競争入札の公表

令和 2 年 5 月 15 日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 北海道支社

支社長 田中 直樹

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

1-1 工事の名称	道東自動車道 トمام I C 特大型車庫新築工事						
1-2 工事場所	道東自動車道 自) 北海道勇払郡占冠村 至) 北海道勇払郡占冠村						
1-3 工事種別	建築工事 (B 等級)						
1-4 工事概要	本工事は、道東自動車道 トمام I C において特大型車庫の新築を行うものである。						
	工事箇所	工事対象	数量	工種	構造	規模 (面積)	付帯設備
	トمام I C	特大型車庫	1 棟	新築	S 造	約 300 m ²	電気・機械設備
1-5 工期	契約保証取得の日の翌日から 300 日間						

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

2-1 指名競争入札実施理由	本工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 6 条第 2 項-②-ア) に該当するため、拡大型指名競争とする。
2-2 指名通知の日	令和 2 年 5 月 15 日
2-3 指名基準	<p>(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則 (平成 17 年度細則第 16 号)」第 6 条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 指名通知の日において、工事種別「建築工事」にかかる東日本高速道路株式会社 (以下「NEXCO 東日本」という) の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」を有し、かつ「B 等級」の認定を受けていること。</p> <p>(3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO 東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けており、かつ、上記(2)の等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 指名通知の日において、NEXCO 東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領」に基づき、「地域 1 (北海道支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと。</p> <p>※指名通知の日から落札者決定の日までの期間 (期首及び期末の日を含む) に おいて、NEXCO 東日本から「地域 1 (北海道支社が所掌する区域)」において競</p>

	<p>争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。</p> <p>(5) 平成 17 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。</p> <p>同種工事：下記を必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設において鉄骨造で延床面積が 100 m²以上の建築物を新築、改築又は増築した工事 <p>当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。</p> <p>ただし、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。</p> <p>また、非指名者において記載した工事が、工事成績評定ポイント合計（以下「評定ポイント合計」）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定ポイント合計が 65 点未満の工事 ロ) 上記以外の高速道路会社、国、地方公共団体等の工事においては、評定ポイント合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事 <p>(6) 次に示す本工事に係る設計業務等の請負人でないこと。</p> <p>[設計業務等の請負人]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道央自動車道 苫小牧中央 I C 管理施設実施設計 (請負人：(株)笹戸建築事務所) <p>(7) 次に示す監督を担当する部署の施工管理業務の請負人として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に次に示す施工管理業務の請負人でないこと。</p> <p>[施工管理業務の請負人]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全点検業務等の実施に関する年度協定（令和 2 年度）施設施工管理業務（請負人：(株)ネクスコ東日本エンジニアリング） <p>(8) 平成 29・30 年度に完成した NEXCO 東日本における当該工事種別の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。</p> <p>(9) 指名通知の日において、北海道の空知総合振興局、上川総合振興局、十勝総合振興局、宗谷総合振興局、留萌振興局、石狩振興局、胆振総合振興局、日高振興局、釧路総合振興局、オホーツク総合振興局管内に本店を有していること。</p>
--	---

3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項

3-1 非指名者の競争参加資格	<p>非指名者のうち次の①又は②のいずれか及び③に該当する者は本競争入札に参加することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」の有資格者のうち指名基準の(1)から(3)及び(5)から(8)を満たす者
-----------------	--

	<p>② NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」の無資格者のうち指名基準の(1), (3)及び(5)から(8)を満たす者</p> <p>③審査基準日(「3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項」中「3-4 競争参加に必要な手続」(1)に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日をいう。以下同じ)から落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域 1(北海道支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。</p>
3-2 競争参加に必要な条件	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。 競争参加資格確認結果通知予定：令和 2 年 6 月 24 日(水)</p> <p>(2) 開札時において、工事種別「建築工事」にかかる NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」を有し、かつ「B 等級」の認定を受けていること。</p>
3-3 契約図書の交付方法等	<p>交付期間：令和 2 年 5 月 15 日(金)から令和 2 年 6 月 8 日(月)まで</p> <p>交付方法：標準契約書案【施設工事契約書】、入札者に対する指示書【郵送入札】、共通仕様書(特記仕様書に記載の共通仕様書を使用すること)、金抜設計書、特記仕様書及び設計図等は、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること。</p> <p>(標準契約書案、入札者に対する指示書及び共通仕様書) ⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</p> <p>(拡大型指名競争入札の公表(本書)、金抜設計書、特記仕様書及び設計図等) ⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</p>
3-4 競争参加に必要な手続	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出《記 3-1①, ②の者ともに必要》</p> <p>作成方法：交付する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり</p> <p>提出期限：令和 2 年 6 月 8 日(月)午後 4 時 00 分</p> <p>提出場所：本工事の「契約担当部署」 NEXCO 東日本北海道支社技術部調達契約課 (住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12 番 30 号 (電話番号) 011-896-5777</p> <p>提出方法：書留郵便又は信書便(提出期限までに必着)</p> <p>提出書類：競争参加資格確認申請書(様式 1) 施工実績(様式 2) 各 正 1 部、副 1 部</p> <p>(2) NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」審査申請書の作成及び提出《【要注意】記 3-1②の者のみ必要》</p> <p>作成方法：NEXCO 東日本ホームページ『平成 31・32 年度競争参加資格審査のご案内【工事】』参照 ⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/</p> <p>提出期限：下記の提出場所に確認すること。</p> <p>提出場所：NEXCO 東日本本社経理財務部調達企画課 (住所) 〒100-8979 東京都千代田区霞が関三丁目 3 番 2 号 新霞が関ビルディング 17 階 (電話番号) 03-3506-0214</p>

	<p>提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送（書留郵便）でのみ受付（提出期限までに必着）</p> <p>[宛名面に「緊急認定」と記載すること。]</p>
--	--

4. 競争参加資格に関する事項

<p>4-1 設計業務等の請負人等との資本又は人事面の関係</p>	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す本工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>②設計業務等の請負人</p> <p>・道央自動車道 苫小牧中央 I C 管理施設実施設計 (請負人：㈱笹戸建築事務所)</p>
<p>4-2 施工管理業務の請負人等との資本又は人事面の関係</p>	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと又は現に下記②に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>② 施工管理業務の請負人</p> <p>・保全点検業務等の実施に関する年度協定（令和 2 年度）施設施工管理業務 (請負人：㈱ネクスコ東日本エンジニアリング)</p>
<p>4-3 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係</p>	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>1. 資本関係</p>

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ）の一方が、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) ～ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 1 又は 2 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定 JV の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

4-4 競争参加資格に関する留意事項	<p>本工事の受注者、本工事の下請負人又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工管理業務」を請負うことはできない。</p> <p>なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>①当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者</p> <p>②業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p>
--------------------	--

5. 入札・開札に関する事項

5-1 入札前価格交渉方式の概要及び留意事項	<p>(1) 本工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式の対象工事である。</p> <p>(2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者のうち見積書の総額が安価な3者（入札者が3者以下の場合は全ての入札者をいい、以下「選抜交渉対象者」という。）との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず選抜交渉対象者から最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。</p> <p>なお、見積書の総額が同価である者がいた場合は、3者を超えて選抜交渉対象者を選抜する場合がある。</p> <p>(3) 入札者は、「交渉対象」とされた項目の見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。</p> <p>提出期限：令和2年6月8日（月）午後4時00分</p> <p>提出場所：記3-4「競争参加に必要な手続」(1)記載の「契約担当部署」</p> <p>提出方法：書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）</p> <p>非指名者の場合は、「3-4 競争参加に必要な手続」(1)に示す競争参加資格確認申請書と見積書を同時に提出すること。なお、同時提出にあたっては、競争参加資格確認申請書と見積書を一つの封筒に封かんし、提出すること。</p> <p>提出書類：見積書（様式3-1、3-2）及び添付資料</p> <p>書面：正1部、副1部</p> <p>CD-R：1部（Microsoft Excel 2013形式以下で保存、添付資料のうち見積書に記載された価格の根拠を示す資料は自由形式で保存）</p> <p>(4) 入札前価格交渉は、見積書提出以後、令和2年6月26日（金）から令和2年7月3日（金）までの間を予定しており、詳細な日時等については、別途連絡を</p>
------------------------	--

	<p>行う。</p> <p>(5) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び見積書（様式 3-1、3-2）及び添付資料の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。ただし、選抜交渉対象者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本工事の競争参加資格の取消を行う場合がある。</p> <p>(6) 入札前価格交渉の交渉の回数は、すべての選抜交渉対象者と各々1回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて2回程度とする。</p> <p>(7) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うものとする。</p> <p>(8) 選抜交渉対象者は、上記(7)において合意された事項を反映させた最終見積書（様式 3-1、3-2）を提出しなければならない。</p> <p>また、入札前価格交渉によっても見積書（様式 3-1、3-2）及び添付資料から変更が生じない場合も同様とする。</p> <p>なお、最終見積書の提出方法は、「5-2 入札・開札執行」(1)に基づくものとし、入札書と同時に提出するものとする。</p> <p>(9) 上記(3)及び(8)に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者又は選抜交渉対象者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。</p> <p>また、当該入札者又は選抜交渉対象者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。</p> <p>(10) 選抜交渉対象者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。</p> <p>なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が1項目でもある場合は、当該選抜交渉対象者が行った入札は無効とする。</p> <p>(11) 入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。</p> <p>また、辞退を理由として不利益な取り扱いは行わない。</p> <p>(12) 見積書又は最終見積書において NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。</p>
5-2 入札・開札執行	<p>(1) 入札書の提出</p> <p>提出期限：令和2年7月9日（木）午後4時00分</p> <p>提出場所：記3-4(1)記載の「契約担当部署」</p> <p>提出方法：書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）</p> <p>なお、提出後はいかなる理由があろうとも差替え、変更又は取下げには一切応じないため、提出の際には不足・不備・不整合等ないよう十分確認の上、提出すること。</p>

書類の作成：入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

①封筒に、次に示す書類をすべて入れて封かんすること。

イ)入札書：入札者に対する指示書[12]を参照のこと。

ロ)工事費内訳書（書面及びCD-R）：入札者に対する指示書[13]を参照の上、様式については金抜設計書に基づき作成のこと（表紙は様式4のとおり）。

ハ)総合評定値通知書(経審)の写し：入札者に対する指示書[14]を参照のこと。

②上記①で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載すること。

イ)入札書在中

ロ)工事名

ハ)入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

【以降、選抜交渉対象者のみ】

③次に示す書類を上記①で封かんした封筒とは別の封筒にすべて入れて封かんすること。

イ)最終見積書（様式3-1、3-2）

書面：正1部、副1部

CD-R：1部（Microsoft Excel 2013形式以下で保存）

④上記③で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載すること。

イ)最終見積書在中

ロ)工事名

ハ)提出者名（提出者が法人である場合は法人名のみで可）

⑤上記①及び③でそれぞれ封かんした封筒を別の封筒に入れて再度封かんし、一つの封筒により提出すること。

(2) 開札

開札日時：令和2年7月21日（火）午後1時30分

開札場所：NEXCO 東日本 北海道支社 入札室

(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて

開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。

ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合には、再度入札は辞退したものとみなす。

(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。

(5) 落札者の決定方法

自動落札方式

(6) 工事費内訳書の提出及び確認

当初の入札に際し、当初の入札書に記載の入札金額に対応する工事費内訳書

	<p>の提出を求める。なお、入札時に工事費内訳書の提出のない者がした入札は無効とする。工事費内訳書は、NEXCO東日本が交付した金抜設計書を基に、単価及び金額を記載した上で、書面及び電子記録媒体（CD-R）に保存したものを提出すること。</p> <p>(7) 低入札価格調査</p> <p>本競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。</p> <p>なお、本競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。</p> <p>また、本競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、上記の最低入札価格がその価格未満である場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。</p> <p>低入札価格調査については、入札者に対する指示書 [25] を参照すること。</p>
--	--

6. その他の事項

6-1 質問の受付	<p>(1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。</p> <p>受付期間：指名通知の日から令和2年7月1日（水）午後4時00分まで</p> <p>受付場所：記3-4(1)記載の「契約担当部署」</p> <p>受付方法：質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便（受付期間内必着）</p> <p>(2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。</p> <p>回答予定日：原則として、質問書を受け取った日の翌日から5日以内（休日を除く）</p> <p>回答方法：NEXCO 東日本ホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本公告名」の「備考」）に掲載する。</p> <p>⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</p> <p>(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本ホームページを参照すること。⇒ http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/</p>
6-2 その他	<p>(1) 単価協議 無</p> <p>(2) 入札保証 不要</p> <p>(3) 契約保証(履行ボンド) 必要…入札者に対する指示書[29]を参照のこと。</p> <p>(4) 契約書の作成 必要…入札者に対する指示書[30]を参照のこと。 なお、作成方法については、落札者と協議する。</p> <p>(5) 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(6) 入札の無効 入札者に対する指示書[27]を参照のこと。</p> <p>(7) 支払条件</p> <p>・前払金 有：請負契約書第35条第1項に基づき前金払の請求をすることができる。 ただし、請負代金額が東日本高速道路株式会社契約事務処</p>

理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りではない。

- ・部分払 有：請負契約書第 38 条第 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

(8) 配置技術者

契約締結後、特記仕様書「現場代理人等に関する事項」に記載の諸条件を満たす技術者を配置しなければならない。なお、諸条件を満たす技術者を配置できないときは、契約解除等の必要な措置を講ずる場合がある。

(9) 火災保険等の付保

共通仕様書「保険の付保」に定めるとおりとする。

(10) スライド条項の適用

請負契約書第 26 条 5 項（単品スライド）及び 6 項（インフレスライド）について適用する。

(11) 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- ①「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13 年5 月30 日付、国総建第155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- ②「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28 年5 月31 日付、国土建第119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。
- ③上記①又は②に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

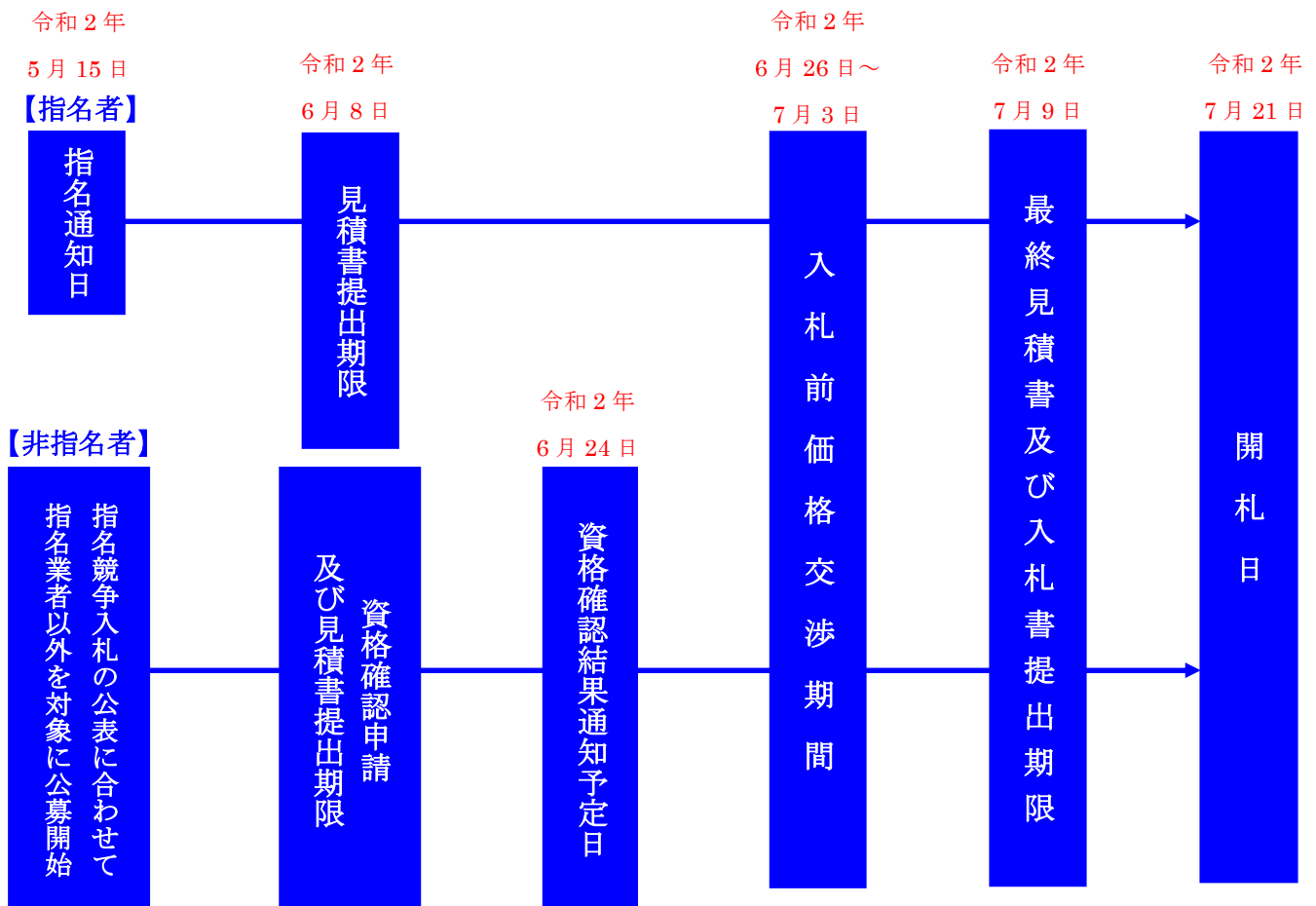
注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた者は、通知日の翌日から7日（休日を除く）以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

拡大型指名競争入札方式について

○ 概要及び目的

公募を併用した指名競争入札方式であり、一般競争入札で入札公告により競争参加希望者を募集しても希望者が極めて少なく十分な競争が確保されない場合や指名競争入札を行った際に参加者の多くが辞退し、有効な入札を行った者が1者のみとなって指名競争入札が競争不成立となる場合などに対応するため、指名競争入札により有資格業者を指名して確実な競争参加を確保するとともに、一般競争入札と同様、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、更なる競争性の拡大を期待した制度です。

○ 手続きの流れ



※なお、平成31・32年度競争参加資格の無資格者は、開札の日までに必要な工事種別にかかる資格の認定を受ける必要があります。